

年金委員の扉

年金委員^し知^{ため}つ^た為^た情報 (11)

令和 8 年 4 月以降の年金請求書の様式変更 ——どこが変わったか？

年金委員のみなさんが知っておくための「年金委員知^し為^{ため}情報」。今回のテーマは「令和8年4月以降の年金請求書の様式変更——どこが変わったか？」です。日本年金機構では、年金の受給資格を満たした方に支給開始年齢になる3ヵ月前に事前送付用の年金請求書を送っていますが、令和8年4月以降に送付している年金請求書（事前送付用）が、令和8年3月以前に送付されているものと大きく変わっています。どこが変わったのでしょうか。変更のポイントを知っておきましょう。

◆年金請求書の記入者が迷ったり、手続きの煩雑さを減らしたりするため大幅リニューアル

日本年金機構から令和8年4月以降に送られてくる年金請求書(老齢給付事前送付用)では、令和8年3月以前に送られてきた年金請求書と比べ、記入者が記載内容を迷ったり、手続きの煩雑さを減らしたりするため、大幅にリニューアルされています。主な変更のポイントは以下の3点です。

(1) 繰下げ意思の確認欄が新設

(別紙の提出が不要に)

請求書の2ページ目に「受取開始時期の選択（支給繰下げ申出書）」欄（右に掲載の様式）が新設され、この欄を記入することで、従来必要だった「老齢年金の受取方法確認書」や「支給繰下げ申出書」といった別紙の添付が不要になりました。

(2) 請求書本体と「記載例」の冊子が別々に

これまでの年金請求書（事前送付用）では、見開きで「記入欄」と「記載例」が並んでページ配置されていましたが、新しい様式では別々の冊子に分かれています。そのため、請求書自体のページ数は減って薄くなり、どこに何を記入すればよいのか、視覚的にわかりやすくなりました。

(3) 電子申請にスムーズに案内

一定の条件を満たし、マイナポータル等から電子申請が可能な方には、オンラインで年金請求手続きを案内するリーフレットが同封されています。

●新しい年金請求書の記載例（2頁目）

記入例

2. 受取開始時期の選択 (支給線下げ申出書)

(「年金請求のご案内」2,3ページ参照)

●「年金請求のご案内」3ページの「年金を支給線下げ請求の注意点」をご確認のうえ、希望する受取方法を老齢厚生年金・老齢基礎年金でそれぞれチェックし、下記の「受取開始時期の申出」欄にチェックをお願いします。

●**老齢厚生年金** ※老齢厚生年金を受け取る権利がない方は、老齢厚生年金の**③と⑥の組合せを希望する場合**は、**現時点で**受取方法欄は記入不要です。**③と⑥の組合せを希望する場合**の請求書をご提出ください。

※(4歳前)に年金受給者となりつつある方は、請求時期についてお近くの年金事務所等にご相談ください。

年金の種類	記入欄	受取開始時期
老齢厚生年金の受取方法	☐	①65歳(受給発生時点)から受け取ります。
	☐	②現時点で繰り下げて請求します。(66歳以上の方のみ選択できます。)
	☒	③今回は請求しません。

※生涯の老齢年金の受取方法を選択する重要な項目です。
必ず同頁の「年金請求のご案内」3ページの注記事項をよく読んでから、老齢厚生年金・老齢基礎年金それぞれの希望する受取方法を選択してください。

年金の種類	記入欄	受取開始時期
老齢基礎年金の受取方法	☒	①65歳(受給発生時点)から受け取ります。
	☐	②現時点で繰り下げて請求します。(66歳以上の方のみ選択できます。)
	☐	③今回は請求しません。後日あらためて繰り下げ請求予定です。

受取開始時期の申出 (必ずチェックしてください)	記入欄	受取開始時期
☒	私は同頁の「年金請求のご案内」3ページの「老齢年金支給線下げ請求の注意点」の内容(年金額が増額される一方で、繰り下げ機期間中は加給年金や振替加算が支給されないことや繰り下げによる増額により年金受給額や税の負担が増加する場合があります)をよく読み、上記の受取方法の選択に誤りがないか確認し、必ずチェックしてください。	

3. 受取口座

(「年金請求のご案内」4ページ参照)

(1) 公金受取口座 「1 金融機関」、「2 ゆうちょ銀行」のどちらかを記入した場合でも、

●年金の受け取りにあっても、「口座名義人カナ氏名」の記入が必要になりますので、必ず記入してください。

●なお、公金受取口座は受給者本人の氏名と同一である必要があります。

公金受取口座の 利用意思	① 利用する	② 利用しない(または未登録)
☒		

(2) 年金振込先

●年金振込先として指定する(「1 金融機関」または「2 ゆうちょ銀行」の欄を指定する場合は「1 金融機関」の欄、ゆうちょ銀行を指定する場合は「2 ゆうちょ銀行」の欄をご記入ください。)

●貯蓄預金口座または貯蓄貯付公金受取口座を利用する場合も、必ず「(2) 年金振込先」欄をご記入ください。

年 金 種 別	口座名義人 カナ氏名		金融機関コード		支店コード		金融機関		口座番号(左詰めで記入)	
	(セイ)	(メイ)	金融機関	支店	金融機関	支店	金融機関	支店	金融機関	支店
1 年金 種 別	ネンキン		ハナコ							
2 年金 種 別										
3 年金 種 別										
4 年金 種 別										
5 年金 種 別										
6 年金 種 別										
7 年金 種 別										
8 年金 種 別										
9 年金 種 別										
10 年金 種 別										
11 年金 種 別										
12 年金 種 別										
13 年金 種 別										
14 年金 種 別										
15 年金 種 別										
16 年金 種 別										
17 年金 種 別										
18 年金 種 別										
19 年金 種 別										
20 年金 種 別										
21 年金 種 別										
22 年金 種 別										
23 年金 種 別										
24 年金 種 別										
25 年金 種 別										
26 年金 種 別										
27 年金 種 別										
28 年金 種 別										
29 年金 種 別										
30 年金 種 別										
31 年金 種 別										
32 年金 種 別										
33 年金 種 別										
34 年金										

年金委員の扉

地域型年金委員のお仕事 (11)

「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」
が送られてきたら…

日本年金機構では、8月から「**年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書**（以下、「意向確認書」と略します。）」という書類を年金受給者のみなさんに送っています。これって、いったいどういう書類なんでしょう。今回のテーマは「『**年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書**』が送られてきたら…」です。ご近所で年金をお受け取りになっている方に「意向確認書」が送られてきたら、どうしたらいいのか、おしえてあげましょう。

◆年金振込口座を公金受取口座として登録するかどうかを確認

公金受取口座とは、国や自治体から支払われる給付金や還付金などを受け取るために、マイナンバー（個人番号）とともに、国（デジタル庁）に登録しておく金融機関等の口座のことです。これにより、給付金等を受け取る際に毎回申請書に口座情報を書いたり、通帳のコピーを提出したりする手間を省くことができます。

日本年金機構では、公金受取口座登録法が改正されたことにより、年金振込口座の情報を厚生労働省からデジタル庁に提供し、公金受取口座として登録することが可能となったことから、年金を受給している方へ、年金振込口座を公金受取口座として登録することについて同意するか、どうかを確認するため、「意向確認書」を簡易書留で8月から送っています。

●年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書

●意向確認書同封封筒

108-08505
東京都中央区区川内町3-2-24

住所
〒108-08505 東京都中央区区川内町3-2-24

協会番号
XXXX-XXXX-XXXX

※協会番号の数字は、1桁の番号
組合員番号と二桁に決まっています。

年金 太郎 様

カスタマーバーコード

二次元
コード

年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書

平素より年金事業の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、年金受取口座登録法の改正により、年金振込口座の情報を厚生労働省からデジタル庁に提供し、公金受取口座として登録することが可能となりました。

そのため、令和8年4月に年金をお支払いした下記の年金振込口座について、公金受取口座として登録することに同意されるか、お客様の意向を確認しております。

公金受取口座はデジタル庁が登録を受理しており、**年金受取口座への登録に同意される場合、お手続きは不要です**。立回りに同意されない場合は、この意向確認書の下部にあります「公金受取口座登録不要申出書」を切り取り漏し、白隠しシールを貼ったうえで、令和X年XX月XX日まで（目安）でご返送ください。

【デジタル庁に提供する年金振込口座】

年金の種別	●●●● 年金 (年金コード： XXXX)		
年金種類名	●●●●●	支店名	●●●●
	銀行・会庫・信保	預金種別	普通

※上記住所、氏名、生年・番号等のデジタル庁で定める標準フォーマットに準拠します。
また、個人・団体の住所から、1桁の数字で決まっております。

年金受取口座登録不要同意申出書

※登録に同意される方は返送不要です。

二次元
コード

※二次元コードは、申請時に
添付するため、返送時に
不要です。

年金振込口座を年金受取口座として登録することに同意します。

氏名	(フリガナ) お名前	生年月日
年金 太郎		昭和XX年XX月XX日
協会番号	XXXX-XXXX-XXXX	

本同意書の場合は、プライバシー保護のための、左の面に白隠しシールを貼付してください。

また裏面の「お住所」欄に住所・氏名を記入し、ご返送ください。

(返送期限の日)

令和X年XX月XX日まで

※この、案内を封じ切った日から45日を過ぎた後で返送される場合は、公金受取口座として登録することができなくなりますので、ご注意ください。

[illegible]

「意向確認書」が送られてくるのは、令和8年4月15日時点で65歳以上（昭和36年4月16日以前生まれ）の年金を受給している方です。また、送られてくる時期は、生年月日により、以下の通りとなります。

生年月日	送付時期
昭和36年4月から昭和30年10月まで	令和8年8月頃
昭和30年9月から昭和25年3月まで	令和8年9月頃
昭和25年2月から昭和21年7月まで	令和8年10月頃
昭和21年6月から昭和16年3月まで	令和8年11月頃
昭和16年2月から昭和13年2月まで	令和8年12月頃
昭和13年1月から昭和6年4月まで	令和9年1月頃
昭和6年3月以前	令和9年2月頃

◆公金受取口座として登録を希望する場合は手続き不要

「意向確認書」が送られてきたら、内容を確認のうえ、記載された年金振込口座について、公金受取口座への登録を希望するか、どうかで、次のような手続きとなります。

(1) 公金受取口座への登録を希望する場合（同意の場合）

手続きは不要です。日本年金機構が記載された年金振込口座に関する情報（金融機関・支店名・預貯金別種口座番号・口座名義人氏名）および氏名や個人番号等の情報を、デジタル庁に提供（連絡）します。その場合は、後日、デジタル庁から、公金受取口座の登録結果通知が届くので、内容を確認してください。

(2) 公金受取口座への登録を希望しない場合（不同意の場合）

「意向確認書」の下部にある「公金受取口座登録不同意申出書」を切り離し、同封の目隠しシールの貼付および裏面の差出人欄に記入のうえ、「意向確認書」に記載された返送期限までに、日本年金機構に返送してください。

なお、意向確認書を受け取ってから45日以内に、日本年金機構に「公金受取口座登録不同意申出書」が返送されない場合、日本年金機構では、年金振込口座を公金受取口座として登録することに「同意」したものと取り扱うことにしています。また、不在等により意向確認書を受け取れなかった場合は、意向確認が行えなかったものとして、この場合、年金振込口座は公金受取口座として登録されません。「公金受取口座登録不同意申出書」を紛失等した場合は再発行できませんが、任意の様式で申出可能な場合がありますので、『意向確認書照会専用フリーダイヤル』（0120-74-0011）に相談してください。

【問い合わせ先】

① 確認書や公金受取口座登録不同意申出書の提出状況などに関する問い合わせ

⇒「意向確認書照会専用フリーダイヤル」0120-74-0011

フリーダイヤルがご利用できない場合は050-3524-7372

② 公金受取口座登録制度などマイナンバー制度に関する全般的な問い合わせ

⇒『マイナンバー総合フリーダイヤル』0120-95-0178（音声ガイダンス：6番）

フリーダイヤルが利用できない場合は050-3816-9405

③ 年金振込口座の公金受取口座登録に関するデジタル庁特設ページ

⇒デジタル庁特設ページ (https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/pension) (外部リンク)